

『けいはんな知財組合』 入会ご案内

2018. 11. 5

I. 当組合の目的

当組合は、知的財産権制度の普及啓発及び知的財産権の利用促進、発明の奨励等を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって我が国の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。（規約第 1 条）

II. 正組合員と賛助組合員

正組合員及び賛助組合員の、資格要件等は下記の通りです。

1. 正組合員（会則第5条第2項）

次の資格要件①～⑥をすべて満たすものとします。

- ① 日本の中小・ベンチャー企業
- ② 民間の立場において事業を営むもの
- ③ 営利事業を主体とするもの
- ④ 事業のための知的財産を創出し、その保護と活用を図っているもの
- ⑤ 協会の目的に協調するもの
- ⑥ 個人であっても、何等かの事業に関わっているもの

注1) 前記②に該当しないもの

国又は地方公共団体の許可若しくは認可に基づき設立された公益法人、
学校法人、独立行政法人、特殊法人等

注2) 前記②又は④に該当しないもの

知的財産の取得、活用等のために他人の代理を主たる業とするもの

注3) 前記④に該当しないもの

- 1) 知的財産に関する情報、管理ツールの提供等、
知的財産に関連したサービス提供を専らの業としているもの
- 2) 技術の進歩に係わりを持たない純粋芸術である文芸、
音楽、舞踊、美術、映画等を創出するもの

注4) なお、前記④の知的財産に含まれる著作権とは、コンピュータプログラム、
データベース等、技術の進歩に係わる著作物に関する権利をいう。

2. 賛助組合員（会則第5条第2項）

正組合員の資格は有しないが、本会の目的に賛同し協力する企業、団体、機関等。

例示すれば以下の通りです。

- ① 官公庁・国や地方の機関や外郭団体
- ② 公益法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人
- ③ 知的財産関連の機関・団体
- ④ 法律事務所、特許事務所、特許調査会社、TLO
- ⑤ 日本以外の企業・機関・団体等

3. 組合員の権利（会則第5条）

① 正組合員は、総会において議決権を有し、組合報その他資料等の配布（ただし、一部の資料については、配布されないことがある）並びに諸通知を受け、本会の活動（研修会、専門委員会等）に参加することができます。

② 賛助組合員は、組合報その他資料等の配布（ただし、一部の資料については、配布されないことがある）並びに諸通知を受け、本会が企画する研修会に参加することができます。

4. 組合員代表（会則第9条）

① 組合員は、その所属員の中から、本会に対する代表者1名を定めていただき、本会からの組合員に対する諸通知並びに機関誌その他の資料等の送付を組合員代表に対して行います。

※「組合員名簿（組合ホームページ：組合員サービス欄）」には、組合員代表を掲載していただきます（必須）。

注) 組合員に本組合活動の情報又は本組合員の立場を利用した営利行為があった場合は、理事会の決定によって退会を勧告いたします。

（規約第10条第4項及び第11条第3項）

Ⅲ. 入会の手続き

入会の手続きは、入会申込書を提出していただき、理事長・専務理事の審議により承認の議決を経た後、「入会金」と「年組合費」の納入をお願いします。

（当該常務理事会の終了後、直ちに事務局よりご連絡申し上げます。）

Ⅳ. 入会金及び組合費

入会金及び組合費は次のとおりです。

- ・ 入会金 当面1,000円
- ・ 年組合費 当面、月当たり500円

注1) 「入会金」は、入会時に納入いただきます。なお、「入会金」及び「年組合費」につきましては、退会時の返還は、ありません。

注2) 「年組合費」は、上期 3,000円、下期 3,000円と2回に分けて納入し

ていただけます。(4月1～10日及び10月1～10日に納入頂きます)

注3) 入会初年度年組合費は入会月を含め月割りで計算しますのでご了承下さい。

注4) 入会金及び組合費納入時の振り込み手数料は振り込み者負担とする。

V. 組合員について

1. 研修の講座は、それぞれ無償にて参加できます。その都度ご案内いたします。
2. 協会が運営するホームページ（今後開設予定）には、組合員専用ページがあり、最新の情報を掲載しています。入会時にID、パスワードをご連絡いたしますので、ご活用下さい。

VI. 入会申込書の記入について

1. 組合員代表は、当組合に対する貴社の代表者ですので、知的財産に関する実務上の責任者をご選任下さい。
2. 推薦者は必須ではありませんが、記載される場合は、当組合の正組合員の組合員代表にお願いして下さい。この欄は推薦者自らの記載押印をお願いいたします。
3. 入会申込書の記載等についての疑問、不明の点などあります場合は事務局にお問い合わせ下さい。

VII. 入会申込書への添付書類について

入会申込書に下記の書類を添付してご提出下さい。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>正組合員・賛助組合員共通</u>
「会社案内」等、貴社、貴団体の事業内容が判る資料。2. <u>正組合員へお申込みの場合</u>
正組合員の場合は、上記資料に加え、下記の資料を添付して下さい。<ol style="list-style-type: none">① 知的財産担当部門の組織と社内での位置付け② 特許、実用新案、意匠、商標の国内外の保有件数、及び出願継続中の件数 |
|---|

VIII. 入会申込書のご提出

入会申込書一式は、下記組合オフィス宛てにご提出ください。

正組合員に入会希望の場合は推薦入会を除き、組合員代表になられる方と常務理事会の開催前に、けいはんな学研都市エリア 又は双方の都合の良い場所において、面談させていただきます。

〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-7

けいはんなプラザ ラボ棟 6階 603号

けいはんな知財組合 TEL 0774-74-8334

以上